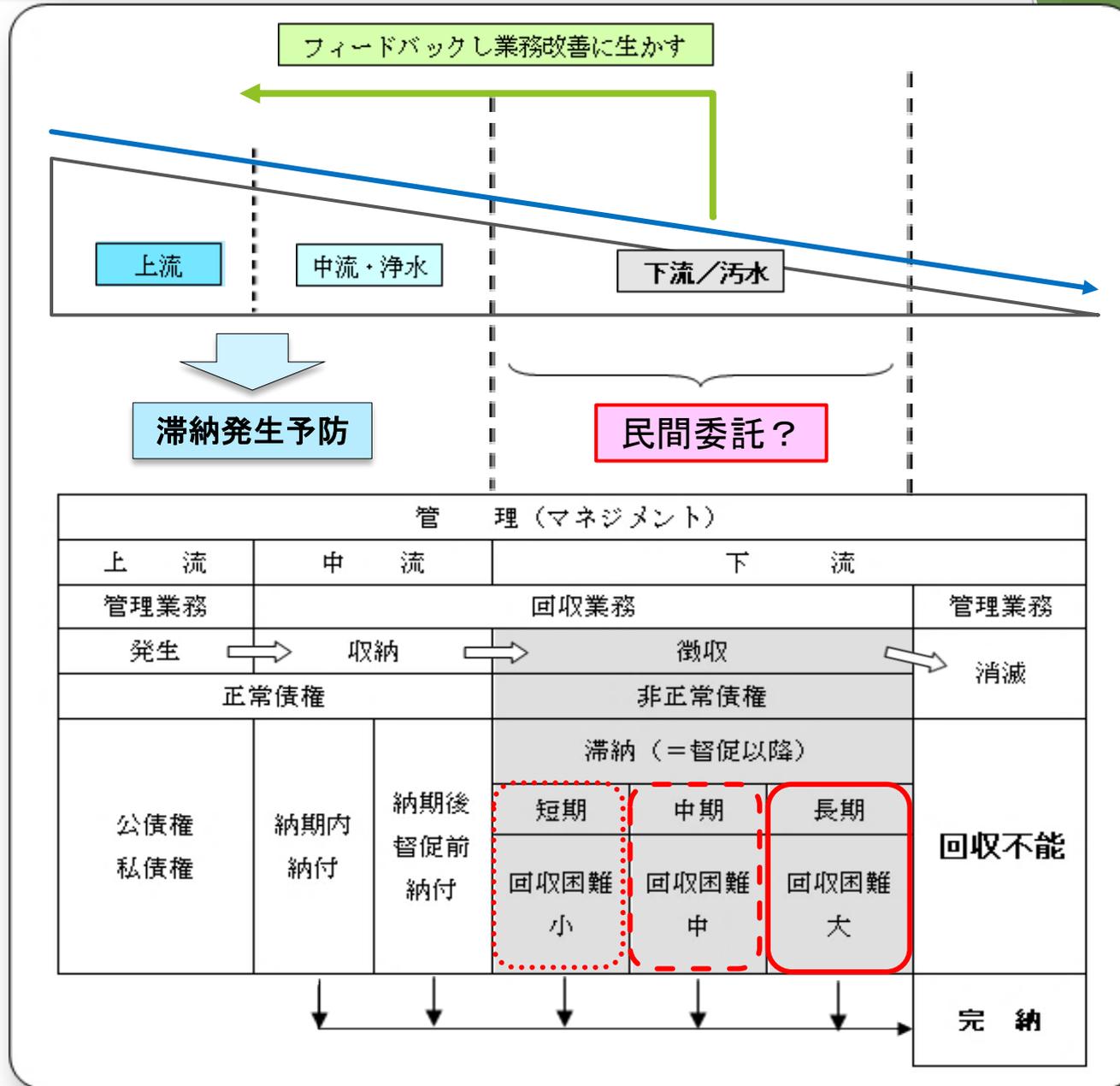


# 滞納発生予防の観点から



# 公金債権回収のあるべき姿 ～目的にマッチした方法論～

自治体職員自らが回収(直接執行)すること

→ 徴収力の向上のために自助努力すること

(組織)債権管理条例, 専門組織, 情報共有

(人員)研修, 任期付職員等採用 など

➤ これが基本原則

# ま と め

- 1 直接執行(職員自らが回収する)が基本原則
- 2 民間委託により, 公金債権回収業務の公共性・公益性が失われるものではない
- 3 民間委託はあくまで例外  
→ リスクに十分留意することが肝要

# まとめ

## 4 目指すべき方向性

- ・徴収力向上のための**自助努力**をすること

## 5 やむを得ず民間委託する場合

- ・**委託するの**に相応しい**担い手**を選定すること
- ・民間委託の**リスクを最小限にする方策**を講じることが**重要**
- ・**安易な民間委託・丸投げは禁物**

# まとめ

## 6 委託するのに相応しい担い手

- あるべき姿＝公益性・公共性をいかに実現するか



- 公益性・公共性を有する弁護士会と連携すること
- 弁護士会との連携を通じて弁護士を活用することが有益

ご静聴ありがとうございました